

## 給付奨学金採用予定者で自宅外から通学する場合の手続きについて

給付奨学金には「自宅通学」と「自宅外通学」で受給できる月額が異なります。

4月から「自宅外通学」の月額を希望する場合、以下の確認及び手続きが必要となります。

※現時点でアパート等の契約を行っていない又は、給付奨学金の採用候補者となっていない方は、入学後手続きを行ってください。

### 1 採用候補者決定通知を確認

(1) 選考結果を確認する。(裏面のサンプルを参考に確認してください)

(2) 給付奨学金に「候補者決定」と記載があることを確認する。

※「不採用」又は「-」と記載されている場合、対象者ではありません。

### 2 自宅外通学確認チャートを確認

通学形態変更届(様式添付)の裏面に記載されている「自宅外通学確認チャート」を参照し、以下を確認してください。

(1) 「自宅外通学の要件」に該当するか確認する。

要件に該当しない場合は、対象者ではありません。

(2) 必要書類を確認し、書類を準備する。

※学生寮への入寮予定者は以下の書類を全て準備してください。

- ・入寮選考結果通知書のコピー
- ・学生寮募集要項1ページ目のコピー

### 3 書類を提出

(1) 以下を3月13日(金)までに提出してください。

ア 通学形態変更届(必要事項を全て記載する。学籍番号は空欄で問題ありません。)

イ 採用候補者決定通知のコピー(進学先提出用の面をコピーする。原本は送らない。)

ウ 2の(2)で確認した必要書類

※提出された書類は原則返却いたしませんので、ご注意ください。

(2) 書類送付先

〒030-8505

青森県青森市大字浜館字間瀬 58-1 教務学生課 奨学金担当 宛

※書類に不備等あった場合、別途担当者から電話いたします。

担当 青森県立保健大学 教務学生課 奨学金担当 TEL:017-765-2007
---

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和 年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】

年 月 日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3 年	10 組	
	出席番号	A000001	
氏名	学校用 見本 (カ アカサ ミホ)		様

交付書類コード=F

※ コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面にてご確認ください。

ここが「不採用」又は「-」の場合は対象ではありません。

支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金 希望する	貸与奨学金			
		第1希望 併用貸与	第2希望 第一種奨学金	第3希望 第二種奨学金	入学時特別増額 貸与奨学金 希望する
選考結果		貸与奨学金			
		併用貸与(第1)	第一種奨学金	第二種奨学金	
		候補者決定	—	—	
		支援区分：第1区分			

  

申込内容	給付奨学金	第1希望 併用貸与	第2希望 第一種奨学金	第3希望 第二種奨学金	入学時特別増額 貸与奨学金
① 性別・住所別等	○	○	○	○	○
② 家計に関する基準	○	○	○	○	○
③ 学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○	○
④ 高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	○	○
⑤ 必要書類の提出(※)	○	○	○	○	○

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。  
 ※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は不該当(必要書類未提出等の理由による判定不可を含む)、「—」は申込時に希望していない(もしくは希望順位の低い種別が決定した)ため未判定であることを表します。  
 ※3 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「奨学金申請書」・マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は世帯・在留資格に関する証明書(該当者のみ)等です。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

	給付奨学金 (第1)	第一種奨学金 (無利子) (第2)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
利用条件	支援区分：第1区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
申込時の 選択内容 (※)	貸与額	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の決定方法		利率見直し方式	利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額とは「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、歳置者(国公立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年変更の見込みがあります。  
 また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表(「給付奨学生採用候補者のしおり」参照)に記載の( )内の金額になります。  
 注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます。「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります。  
 注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、歳置者(国公立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照)から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印がされている場合、「最高月額」は利用できません(「最高月額以外の月額」からの選択となります)。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

(注意事項)

- ① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- ③ 本通知を紛失した場合には、奨学金の借込開始が大幅に遅れますので、紛失しないよう気を付けてください。

66666655